

# 令和7年 労働災害発生状況（令和8年3月末現在）

（休業4日以上死傷者数）

古河労働基準監督署

## 業種別

業種	年	7年		6年		同期比	
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品		30		28		2
	木材・木製品		1		1		
	化学工業		20		16		4
	金属製品		17		11		6
	一般・電気・輸送用機械		9		10		-1
	その他		17		33		-16
	小計		94		99		-5
建設業	土木工事		3		2		1
	建築工事（木造除く）		7		14		-7
	木造建築工事		1		1		0
	その他の工事		7		2		5
	小計		18		19		-1
陸上貨物運送事業		37		1	58	-1	-21
畜産業							
小売業		21		23			-2
社会福祉施設		15		11			4
その他		40		45			-5
	計		225		1 255		-1 -30

**I：ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント**

- **カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！**  
（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

**カスタマーハラスメント対策の義務化**

- カスタマーハラスメントとは、以下の**3つの要素をすべて満たすもの**です。
  - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
  - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
  - ③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
  - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
  - ・相談体制の整備・周知
  - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。  
 ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

**求職者等に対するセクハラ対策の義務化** ●● いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ決めておくこと等）  
 ・相談体制の整備・周知  
 ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

## 月別

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
7年	18	17	21	14	15	18	26	21	19	17	20	19	225

## 年齢別

	件数	率(%)
～19歳	5	2.2%
20～29歳	27	12.0%
30～39歳	27	12.0%
40～49歳	45	20.0%
50～59歳	61	27.1%
60歳～	60	26.7%

## 規模別

## 事故の型別

業種	規模	事故の型別													合計		
		規模 9人	四 九人	一 〇人	九 〇人	五 〇人	一 〇〇人	墜落・ 転落	転 倒	激 突 さ れ	巻 込 ま れ	は さ ま れ	こ ち す れ	交 通 事 故		動 作 の 反 動	そ の 他
製造業	食料品		3	3	24		5		9			9	2		2	3	30
	木材・木製品		1										1				1
	化学工業	1	7	4	8		1		3		1	8	1		5	1	20
	金属製品	4	9	3	1		1		3			6		1	2	4	17
	一般・電気・輸送用機械		1	2	6							3			4	2	9
	その他	4	7	3	3		4		3			6	1		2	1	17
	小計	9	28	15	42		11		18		1	32	5	1	15	11	94
建設業	土木工事	1	2				2						1				3
	建築工事（木造除く）	6		1			2		1		1					2	7
	木造建築工事		1				1										1
	その他の工事	4	2		1		2		1		1	1				2	7
	小計	11	5	1	1		7		2		2		1			4	18
陸上貨物運送事業	4	20	6	7		16		8			1		1	10	1	37	
畜産業																	
小売業	2	10		9		2		3			3		4	7	2	21	
社会福祉施設	1	11	2	1		2		5					1	6	1	15	
その他	12	11	7	10		10		9		1	3	2	1	12	2	40	
	計	39	85	31	70		48		45		4	41	8	8	50	21	225

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、( )内は死亡者で内数である。

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。

※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く